

鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第30号

鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）」の次に「（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）について同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後非常勤職員として引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、第3条第1号から第3号までに掲げる事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「する」を「前号に掲げる場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が

前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の  
1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間において  
この号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するま  
での子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合  
(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第  
6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場  
合、次条第1号から第3号までに掲げる事情がある場合にあっては第3号に掲げる  
場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の  
1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者  
がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業を  
する場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の  
日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間におい  
てこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条第1項を削り、同条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を  
第5号とし、同項第7号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、  
当該任期」に、「非常勤職員が」を「ものが」に、「育児休業に係る子について、当該  
任期が」を「任期を」に、「に非常勤職員として引き続き」を「引き続いて任期を定  
めて」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期  
の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同項第6号とし、  
同項を同条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

第11条第1号中「第3条第2項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第1号の2中「第3条第2項第1号の2」を「第3条第1号の2」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取市職員の育児休業等に関する条例第3条第2項第4号の規定による申出をした職員に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。